



今月のテーマ **軽減税率制度の概要**

No.004でもお伝えしましたが来年2019年10月1日より消費税率が現行の8%から10%に引き上げられ、同時に軽減税率制度が導入されます。軽減税率制度とは簡単に言えば、生活必需品と嗜好性の高い品目とを区分して、それぞれに対して異なる消費税率を適用する制度です。今回は軽減税率制度の対象品目について代表的な事例をご紹介します。

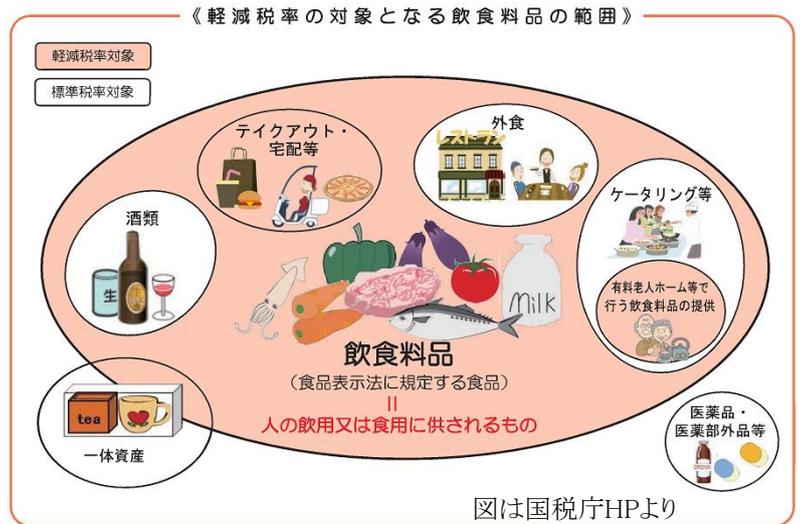
1. 軽減税率対象品目

(1) 飲食料品

食品表示法に規定する人の飲用又は食用に供される全ての飲食物の販売については、法改正後も引き続き8%の消費税率が適用されます。

ただし、右図のように飲食料品の販売形態によって対象外となるものや酒類のようにそもそも対象外とされているものがあります。

また、景品付き飲食料品のように食品と食品以外の物があらかじめ一体となっている資産は、①商品全体の価格が提示され、②その価額が税抜き1万円以下で、③食品の価額が全体の2/3以上の場合に軽減税率の対象となります。



(2) 新聞

一定の題号を使用して、政治経済等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づき購入される新聞に対して軽減税率が適用されます。定期購読契約という要件があるため、同じ日刊新聞を販売店やコンビニエンスストアで購入する時には10%の消費税率が適用されます。

2. 仕入税額控除

仕入税額控除とは物品の購入やサービスの提供にかかる対価に含まれる消費税を売上にかかる消費税から控除するものです。この仕入税額控除の適用を受けるためには、その仕入等の事実を記載した帳簿と請求書等の両方を保存しておく必要があります。軽減税率制度の導入に伴い、帳簿や請求書等への記載事項に新たな項目が追加されることになりました。例えば社内会議で使用する茶菓を購入した場合には、通常の仕入と区分して記載する必要があります。

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額	① 請求書発行者の氏名又は名称 ② 取引年月日 ③ 取引の内容 ④ 対価の額 ⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※ ※ 小売業、飲食店業等不特定多数の者と取引する事業者が交付する請求書等には、⑤の記載は省略できます。
平成31年10月1日から平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	(上記に加え) ⑤ 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え) ⑥ 軽減税率の対象品目である旨 ⑦ 税率ごとに合計した税込対価の額

(国税庁HPより)

3. その他

軽減税率制度の対象に該当するかどうかの判断については、より詳細なQ&Aが公表されていますので個別事案については[こちら](#)をご覧ください。